

下川町先進不妊治療費等助成事業のご案内



不妊治療におけるご夫婦の心身及び経済的負担の軽減のため、医療保険適用の生殖補助医療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)と併用して先進医療を受けられた方に対し、先進医療に要した治療費及び交通費、宿泊費の一部を助成しています。

治療が始まった方はお早めにご相談ください。

対象者

先進不妊治療(厚生労働省にて先進不妊治療として告示された技術)を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の全ての要件に該当する場合は対象となります。

- ① 夫婦のいずれかが下川町内に住所を有すること
- ② 婚姻をしている夫婦(事実婚関係を含む)

助成の内容

① 医療保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療の受診に要した治療費

治療開始時の妻の年齢(※1)	助成上限回数(※2)	助成額
39歳以下	42歳までに1子ごと6回まで	自己負担額と助成基準額(5万円)のうち、いずれか少ない額に10分の7を乗じた額
40歳以上42歳以下	42歳までに1子ごと3回まで	
43歳以上	助成対象外	

※1 第2子以降の女性は、1子ごとに治療を受けた際の開始時年齢

※2 助成を受けた後出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数がリセットされます。

② 医療機関(自宅から医療機関まで片道25kmを超える場合に限り)において、先進不妊治療を受診するときに要した交通費

交通手段	助成上限回数	助成額
船舶以外の交通費	治療期間ごとに5回まで	実際にかかった費用(※公共交通機関を利用した場合)と助成単価(※下記交通費助成単価を参照)のうち、いずれか少ない額に3分の2を乗じた額
船舶代(※1)	治療期間ごとに5回まで	実際にかかった往復費用に3分の2を乗じた額

※1 離島に在住する対象者が島外の医療機関において先進不妊治療を受けたときに要した船舶代を助成します。

交通費助成単価

距離区分 (自宅から医療機関まで)	助成単価(往復)	距離区分 (自宅から医療機関まで)	助成単価(往復)	距離区分 (自宅から医療機関まで)	助成単価(往復)
25kmを超えて 50kmまで	1,430円	125kmを超えて 150kmまで	5,150円	225kmを超えて 250kmまで	8,820円
50kmを超えて 75kmまで	2,450円	150kmを超えて 175kmまで	5,880円	250kmを超えて 275kmまで	9,550円
75kmを超えて 100kmまで	3,200円	175kmを超えて 200kmまで	6,720円	275kmを超える	10,180円
100kmを超えて 125kmまで	4,520円	200kmを超えて 225kmまで	8,080円		

③ 医療機関において、先進不妊治療を受診するときに要した宿泊費 (離島に在住している場合に限り。)

- ・かかった費用と助成基準額5千円のうち、いずれか少ない額に3分の2を乗じた額を助成します。
- ・治療期間ごとに5回を限度とします。



助成の手続き

助成の申請は、必要な書類を総合福祉センター内 保健福祉課 保健係に提出していただきます。
相談・手続きは、保健師が対応いたします。

- 必要な書類等 *様式は、HPからダウンロードしていただくか、直接お渡しいたします。
*申請に必要な書類は、各々異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- ・下川町先進不妊治療費等助成申請書（別記様式第1号）
 - ・下川町先進不妊治療費等助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
 - ・事実婚関係に関する申立書（別記様式第3号）（事実婚関係にある場合に限る）
 - ・住民票（下川町外の市区町村に住民票がある者に限る）
 - ・検査・治療に係る領収書
 - ・その他対象者等の確認に必要な書類

下川町先進不妊治療支援事業Q & A



Q. いつ申請すればいいの？

A. 1回の治療後6か月以内の申請が対象になります。

- ・1回の治療（※1）後すみやかに相談（申請）してください。何らかの理由で遅れた場合は、治療後6か月以内までは申請を受付けています。治療開始前や治療中でも、ご相談を承っています。
 - ・基本的に医療保険適用の生殖補助医療と同じタイミングでの申請となると考えられます。先進不妊治療と生殖補助医療では申請書や受診等証明書の様式が異なりますので、それぞれの申請書、受診等証明書をご提出ください。生殖補助医療の申請については別紙「下川町不妊治療支援事業のご案内」をご参照ください。
 - ・複数回の治療をまとめて申請することも可能です。（それぞれの治療が治療後6か月以内である必要があります。）
 - ・迷われる場合は、お電話などで保健師にお問い合わせください。
- （※1）1回の治療とは、先進不妊治療を行って、妊娠した・しなかったが確認できるまでを1回と数えます。

Q. 申請に必要なものがよくわからない

A. 申請に必要なものは表面に記載している書類等になります。

- ・下川町先進不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）は、申請されるご夫婦にご記入いただきます。
- ・下川町不妊治療費等助成事業受診等証明書（別記様式第2号）は、治療している医療機関で記入していただく書類になります。
- ・事実婚関係に関する申立書（別記様式第3号）は、事実婚関係にあるご夫婦で、住民基本台帳等で同一世帯か確認できない場合にのみ、ご記入いただきます。
- ・検査・治療に係る領収書は申請する検査・治療にかかわるすべての領収書になります。

詳しくは、保健師へお問い合わせください。

総合福祉センター「ハピネス」電話4-3356

HPアドレス <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>